

令和2年度「しまねの木」いきいき暮らし応援事業について

I 事業の概要

1 事業の趣旨

県産木材を積極的に使用する工務店によって建築された木造住宅について、県産木材の使用量に応じて工務店に助成することで、建築業界において県産木材の積極的な使用を促進。

2 事業の内容

住宅1戸当たりの県産木材使用割合に応じて段階的に助成額を引き上げ、各段階の助成額を合計した額について、予算の範囲内で（一社）島根県木材協会が補助。

3 補助対象条件

県内外において構造材や内外装材等に県産木材を使用し新築・増改築する木造一戸建て住宅で以下に該当するもの。

(1) 補助申込要件

- ・ 申込者が「しまねの木」活用工務店（以下、「認定工務店」という）であること、もしくは認定工務店となることが確実であること。
※認定工務店となることが確実な者について、補助金申込みの際に「しまねの木」活用工務店グループ申請書の写しを提出することで、認定前の補助金申込み可能。なお、木工事完了後、「しまねの木」活用工務店認定講習会を受講し認定された時点で補助金を交付。
- ・ 施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築する住宅で、木材調達権限が施工工務店にあること。
- ・ 建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の60%以上使用すること。
（対象木材製品は別紙「県産木材使用証明」参照）
- ・ 鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が60%以上であること。
- ・ 県産木材はしまねの木認証センターが認証した木材・製品とする。
- ・ 建築物の工事に未着手であること。
- ・ 年度末までに木工事が完了するもの。
- ・ 図面や写真等の県への提供に協力すること。
（施主の了解が得られていること）
- ・ 施工にあたっては、島根県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

(2) 補助対象外

他の工務店の下請けなど施主と直接契約を結ばず、木材調達権限のない工務店が建築する住宅は対象としない。

4 補助金対象者

上記住宅の施工をする以下の要件に該当する者とする。

- ・ 認定工務店または認定工務店となることが確実な者。
- ・ 各都道府県における都道府県税の滞納がない者であること。
- ・ 応募者及びその役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）に規定する暴力団員でないこと及び暴力団との関与がないこと。

5 補助額

別表1のとおり。

別表1

事業の内容	補助金の額
県産木材を使用する木造住宅の施工	一戸あたりの県産木材使用割合 60～70%の部分 2万円/m ³ 70～80%の部分 3万円/m ³ 80～100%の部分 5万円/m ³ 一戸あたりの上限 新築 37万5千円 増改築 20万円 1工務店あたりの補助金上限額は設けない。 ただし、県外で施工する住宅への補助金額は、1工務店当たり合計で100万円（新築・増改築含む）までとする。

例) 木材総使用量 25.00 m³の住宅について、県産木材を木材総使用量の96.0% (24.0 m³) 使用した場合、以下の通り助成。

$$5 \text{万円} \times 4 \text{m}^3 + 3 \text{万円} \times 2.5 \text{m}^3 + 2 \text{万円} \times 2.5 \text{m}^3 = 32 \text{万}5,000 \text{円助成。}$$

II 申込方法

1 申込期間

令和2年4月1日～予算の上限に達した段階で申込終了。（住宅1戸単位、先着順）

2 申 込 書 類

申込者は、申込書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出。

事業区分	申込書類	必要部数
木造住宅の施工	「しまねの木」いきいき暮らし応援事業申込書 ※添付書類 (1) 建築確認済証又は建築工事届の写し (2) 設計図（平面図）の写し (3) 都道府県税に未納がないことを証明できるもの（初回申請のみ） (4) 「しまねの木」活用工務店グループ申請書の写し（認定前に着工する場合）	1部

III 実績報告

- ・年度末に、当該年度の1年間に木工事が完了（予定）した全ての木造一戸建て住宅における県産木材使用割合及び使用量を報告。ただし、県産木材使用割合60%以下については自己申告とし、添付書類不要。

IV 令和3年度以降の補助申請について

- ・認定建築士が設計し、認定工務店が施工した住宅を補助対象に設定。
- ・補助対象建築物について、下記のとおり設定。
- ・令和3年度は県産木材を木材総使用量の60%以上使用した住宅を補助対象に設定。
- ・令和4年度以降は県産木材を木材総使用量の65%以上使用した住宅を補助対象に設定。
- ・Ⅲの実績報告について、2年続けて県産木材平均使用割合が60%を下回った場合、認定を取り消し、補助申請不可。